

## あきる野市地域生活支援拠点等整備検討委員会（第4回）

1 日 時 令和6年10月24日（木） 午前10時30分～正午

2 会 場 あきる野市役所 301会議室

### 3 議 事

(1) あきる野市地域生活支援等事業実施要綱（案）について

(2) 支援体制について

### 4 会議録（概要）

(1) あきる野市地域生活支援等事業実施要綱（案）について

・事務局より資料に基づき説明

・意 見

（委 員）今回提示された実施要綱（案）はこれまでの協議から表現に一部修正はあるが全体の主旨に変更がないとのことであった。新たな意見がなければ内容を承認し、今後の細かな修正事項については事務局一任の対応としたい。

（委 員）この後の議題で登録者の取扱いや会議体の設定について確認したいと思う。実施要綱（案）については異論はない。

・承認手続き

実施要綱（案）を承認し、今後の修正検討は事務局一任とすることを委員が承認。

(2) 支援体制について

ア 会議体の設置等について

・事務局より資料に基づき説明

・質疑応答、意見

（委 員）令和7年度以降に設置を予定している会議体の役割や位置づけを確認したい。  
（事務局）令和7年度以降、推進委員会、自立支援協議会における地域生活支援拠点の専門部会、事務局連絡会の設置を予定している。推進委員会は実施要綱（案）第6条第2項に基づく会議体として、事業の進捗の確認や評価を行うことを主旨に年1～2回程度、自立支援協議会専門部会では事業周知や全体で協議を行う場として他の部会と同様に年3回程度、事務局連絡会は登録者の情報共有等を主旨に随時開催することを検討している。

（委 員）ネットワーク構築のためには事務局連絡会にて共有した支援方法を専門部会へ報告することも必要である。個人情報の取扱いには工夫や検討を要するだろう。

(委員) 自立支援協議会専門部会は全体会に所属するが、推進委員会との住み分けはどのように考えているのか。

(事務局) 推進委員会は主に事業の運営と評価を、専門部会では全体会に報告する前段階としての協議や情報共有を趣旨とすることを想定している。

(委員) 地域生活支援拠点における自立支援協議会全体会と推進委員会の役割を明確にしておくことが望ましい。面的整備における枠組みとしては登録事業所がどこまで関与するのかを具体的に話し合うことが必要である。

(委員) 地域生活支援拠点に係る新たな専門部会では登録事業所を参画メンバーとし、事業運営に係る課題を協議していくことが想定される。所属する全体会への報告は必要であるが、全体会では広い内容を取り扱うため、事業の進捗や評価は推進委員会という新たな会議体、必要な人選でより深い内容を話し合うことが望ましいと考える。

(委員) 専門部会は事業所や当事者、家族が話し合う場として、事業推進の中心を担っていくものと思われる。

(委員) 事業を推進していく中でそれぞれの会議体の役割を見直していけると良い。専門部会において登録事業所が運用上の難しさや対応について話し合うことで、より良い事業展開に繋がるものとする。

(委員) 推進委員会が評価の役割を担い、全体会に報告する流れをとることが妥当ではないか。これまでも各専門部会で事例検討を行っているが、地域生活支援拠点に関する事例は専門部会を越えた全体での検討が必要と考える。個人情報の問題もあるが、部会を超えるような姿勢や心構えを持ち地域全体で取り組んで欲しい。

(委員) 面的整備においてはネットワーク構築が重要である。また、委員から意見があったように、自立支援協議会でケースについて包括的に対応していくことも必要になるだろう。今後の会議体の設置にあたってはこれまでの意見をもとに、委員の構成や役割の住み分けについて引き続き検討して欲しい。

## イ 対象者の定義づけ等について

- ・事務局より資料に基づき説明
- ・質疑応答、意見

(委員) 対象者を検討するにあたり、想定される緊急時のイメージを共有しておくことと必要である。そこが曖昧なままでは、そのような状況に陥りうる人を具体的に考えることは難しいだろう。

(事務局) 緊急時の定義についても検討が必要である。現段階では在宅における介護者の不在等、突発的な事態によりこれまでの支援体制では本人の安全を確保できない、今までの生活が継続できない状況等を想定しているが、ある程度、流動的な取扱いとすることが見込まれる。

対象者について登録の前提条件を設け、それに合致するというのであれば地域生活支援拠点としての支援を展開していく。地域生活支援拠点として全てのことに対応できるわけではないため、拠点としての対象の前提となる基準を明確にしておきたいとの趣旨である。ただしこの対象にならなければ何も支援が得られないわけではなく、これまでも関係機関の協力のもとに支援が行われてきたことを理解して欲しい。

(委員) 事前登録をした人であっても、緊急事態において必ずしも拠点機能を使わなければならないというわけではなく、選択できる手段が増える位置づけになるだろう。

(委員) 日常的な相談支援体制の強化と地域生活支援拠点の整備は両輪として機能していくものであり、全てを拠点で対応するものではない。相談支援体制が十分に機能していれば、緊急事態においても円滑な支援を展開し十分に対処することができるだろう。

(委員) 緊急的な支援において、虐待はすでに支援が展開されており、地域生活支援拠点で対応しなければならないわけではないということだろう。やはり対象者の主旨が混在することがないように、枠組みがあった方が望ましいのではないか。緊急時の受入・対応だけでなく体験機能を含め対象の幅を広げることで、多くの市民へ登録を促し個人情報の取扱いの同意を得ることができていれば、緊急時においても円滑な支援が提供できるだろう。

(委員) 緊急時の受入れを行う立場としては、円滑な支援に向け事前に対象者の情報を得られる事が望ましい。緊急時の受入・対応に関する登録は対象を広くし、緊急時の定義に当てはまるか否かで制度を利用するような体制が望ましいのではないか。

(委員) 情報共有の仕組みが重要である。登録があった段階で同意を得て、必要時に共有できる体制を整えておくことが必要。

(委員) 対象者の定義づけについて、実施要綱(案)第5条第2項と同条第3項の対象者は異なるように思う。整備済み自治体の対象者の定義は緊急時の受入を想定するものであり、体験の機会の観点からは施設入所者を含める必要があるのではないか。

(委員) 整備済み自治体の定義にある通常の介護・支援が受けられない状況は、ほぼ全ての家庭がそのような状況に陥る可能性がある。そのため対象を広く設定すること、全ての人に登録を促し登録してもらう流れが良いのではないか。

(委員) 対象者の定義について視察自治体であるA市の基準を参考に検討したいと思う。

(委員) 視察自治体の基準に準ずるのであれば、本市の地域生活支援拠点の趣旨にあわせ一部の表現の工夫や削除を検討してはどうか。

(委員) 地域生活支援拠点で全てに対応できるわけではない。拠点機能よりも優先すべき支援がある中、誤解を与えるような要素は避けた方が良いだろう。

(委員) 基準は公表するものと思われるため、地域生活支援拠点の登録を提案する際に、本人や家族が円滑に理解、納得できるものであることも必要なのではないか。

(委員) 面的整備として協力が得られる事業所が明確でない状況では、対象者を定義づけることは難しい。医療専門職の配置等、協力が得られる事業所の体制によって地

域生活支援拠点でできることが変わってくる。幅広く受入れることは理想ではあるが、期待値だけを上げて支援ができないような状況は避けるべきである。

(委員) 面的整備では受け皿によってできることが変わるため、できないものをできるとは言えないのが現実である。登録者の窓口をどこまで広げるのか、どのような受け皿が整えられるかを一緒に考えることも必要だろう。事務局が提示した視察外の自治体である B 市の定義を基本に考えられると良いのではないか。

(委員) 地域生活支援拠点の対象者の定義にあてはまらない場合にも本人や家族が安心し納得できるように、他に適切なサービスがある場合には紹介や調整を行う旨を示すことが望ましい。

(委員) 虐待や一般相談等、他の機能との住み分けや役割分担も必要になるだろう。ただし、どこにも繋がらないような状況は避けたい。

(委員) 事前登録は基本であるが、実際の支援を行う中で登録を進めることや、対象者の定義についても専門部会を立ち上げた際に改めて意見が出るだろう。

(委員) 整備済み自治体の基準において、家族の状況の項目は家族が介護できない状況にある点が共通している。こうした家族の状況について委員から異論はない様子であるため、本人の状況をどのように定めるかを考えていきたい。

(事務局) 委員からの活発な意見を受け、あっという間に会議の終了予定時刻が迫ってしまった。面的整備として協力が得られる事業所がわからない中、具体的内容の協議は難しいものがあつたと思う。しかし対象者の定義は重要なものであるため、他市の状況を踏まえた議論を依頼した。運営検討委員会で全てのことを決定するわけではなく、次年度以降も推進委員会において実際の状況に基づき地域に必要なものを具体的にしていければと思う。

(委員) 視察自治体を参考に本市における対象者の定義について協議をした。現在の協議はあくまで事業の立ち上げ段階での基準であり、後づけでの登録を要するケースも考えられる。実際の事業運営後に設置された協議会等で見直しを図ることを前提に、本日の意見を事務局で整理して欲しい。

#### ウ その他

- ・地域生活拠点等における支援体制及び事業所の登録手順について事務局より資料を説明
- ・質疑応答、意見 なし

## 5 閉 会